

**住宅リフォーム相談会**

近年、悪質リフォームによるトラブルの増加が問題となっています。そのようなトラブルに遭わないために、リフォーム経験のある施工技術者が相談に応え、適切な情報提供を行います。

◇とき 7月7日(金) 10:00～15:00

◇ところ 市役所1階ロビー

◇内容

建築の専門家による無料相談会

◇問い合わせ先 (社)山口県住宅建設協会 (☎ 083-925-2277)

建築住宅課 (☎ 82-1167)

**社会を明るくする運動**

7月は犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動の強調月間です。期間中には啓発活動などを行い、講演会や矯正展も開催されますので、ぜひご来場ください。

■講演会(入場無料)

○とき 7月1日(土) 10:00～12:00

○ところ

中央図書館2階視聴覚ホール

○講師

大島敬造さん(山口刑務所長)

■第11回山陽小野田矯正展

○とき 7月1日(土) 9:30～16:00

7月2日(日) 9:30～15:00

○ところ

市民館体育ホール・入口横

○内容 刑務所作業品販売・社明友愛バザー

◇問い合わせ先

社会福祉課 (☎ 82-1174)

**平成18年度国民健康保険料の保険料率をお知らせします**

保険料率は山陽小野田市の医療費状況により毎年算定し直しています。

年間保険料(医療分+介護分)=所得割+均等割+平等割

※介護分は40歳から64歳までの人が対象となります。

	医療分	介護分
所得割	(前年の所得金額-33万)×8.7%	(前年の所得金額-33万)×2.4%
均等割	被保険者一人につき24,600円	被保険者一人につき8,400円
平等割	1世帯につき23,400円	1世帯につき6,000円
賦課限度額	53万円	9万円

◇問い合わせ先 健康増進課国保賦課収納係 (☎ 82-1177)

**福祉医療費受給者証の更新**

福祉医療費受給者証(重度心身障害者用)の有効期限は6月30日(金)です。対象者は更新手続きをしてください。

◇持参するもの

更新申請書、障害の程度を証明するもの(障害者手帳等)、健康保険証、福祉医療費受給者証、印判

◇更新場所

○小野田地区の人

高齢障害課障害福祉係

○厚狭・出合・厚陽校区の人

総合事務所市民窓口課社会福祉係

○埴生・津布田校区の人 埴生支所

◇更新期限 6月30日(金)

◇問い合わせ先

高齢障害課 (☎ 82-1170)

**改正・動物愛護管理法が施行されました**

動物愛護管理法の一部を改正する法律が6月1日に施行されました。主な改正点は次のとおりです。

●動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示を行う場合、動物取扱業の登録を受けなければなりません。

※「届出制」から「登録制」へと規制強化されました。

●トラ、マムシなどの特定動物(危険な動物)を飼育、保管する場合は、従来の都道府県ごとの「条例」による許可制から「法」による全国一律許可規制となりました。

◇問い合わせ先

宇部健康福祉センター生活衛生課 (☎ 31-3200)



環境課 ☎ 82-1143  
環境衛生センター ☎ 83-3651

**犬のフン害防止**

最近、犬についての苦情が相次いでいます。中でも特にフンの苦情が多く寄せられています。

皆さんの飼われているペットは他人の土地でそのようなことをしていませんか。マナーを守り、だれもが気持ちよく生活できる街にしたいですね。

**愛犬家のマナー**

- 犬を散歩させるときはフンの後始末は必ず飼い主が行いましょう。
- トイレのしつけをきちんとしましょう。
- 生き物を飼っているという責任を持ち、だれもが気持ちよく生活できるよう、周囲の生活環境への配慮をしましょう。

